

沿岸くろまぐろ漁業の届出制導入について

1. 趣旨

- (1) 平成22年3月の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）第15回締約国会議」において、大西洋くろまぐろの取引規制について議論されるなど、近年、国際社会においては、くろまぐろの資源管理に高い関心。
- (2) 我が国は、くろまぐろの最大の漁業国かつ消費国であり、その持続的利用に大きな責任を有する立場。こうした状況を踏まえ、太平洋くろまぐろの資源管理措置に我が国が率先して取り組むべきとの考えの下、「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」（平成22年5月農林水産省プレスリリース）を公表。
- (3) くろまぐろに関係する漁業者が、協力しながらそれぞれの立場で資源管理に取り組むことが必要。この中で、曳き縄等の自由漁業について、「将来の隻数制限を視野に入れ、届出制に移行するとともに、漁獲実績報告の提出を義務化」する方針。
- (4) 平成23年4月から、日本海・九州西広域漁業調整委員会にて、届出制を導入。同様に、太平洋広域漁業調整委員会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会においても、平成24年から届出制を導入することによって、日本全国をカバー。

2. 仕組み

漁業法（漁業法第68条第1項）に基づく「広域漁業調整委員会の指示」による届出制。

3. 届出対象期間及び対象者についての考え方

- (1) 平成24年7月1日から平成25年12月31日までの期間内において、瀬戸内海で「沿岸くろまぐろ漁業」を営もうとする者。
- (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」とは、動力漁船を使用してくろまぐろをとることを目的とする漁業。ただし、大臣又は知事等の管理下にある以下の漁業は、届出は不要。
 - ① 漁業権に基づく漁業（定置漁業）
 - ② 大臣許可・届出漁業（大中型まき網漁業、近海かつお・まぐろ漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業、かじき等流し網漁業等）
 - ③ 知事許可漁業（中型まき網漁業等）
 - ④ 海区漁業調整委員会指示による承認又は届出制の対象漁業（北海道、青森県等のはえ縄等）
- (3) 届出対象者の所属漁協において、一覧表方式による一括処理での届出手続も導入。

4. 届出の時期

平成24年4月1日から同年6月20日までに必要書類を提出。

5. 届出に必要な書類

(1) 必要書類

① 届出書

② 漁船登録謄本

* 届出書の記載事項に変更が生じた場合は、変更届出書等

(2) 書類の添付省略

使用する漁船について、漁船登録事務を所管する府県が漁船原簿に登録されていることを確認した場合には、漁船登録謄本の添付を省略可。

6. 漁獲実績報告書の提出

(1) くろまぐろの漁獲実績は、毎年の漁獲実績を翌年1月31日までに提出

(2) 届出対象者の所属漁協において、一覧表方式による一括処理での報告
手続も導入。

7. 届出書及び漁獲実績報告書の提出先

(1) 届出者から、瀬戸内海漁業調整事務所に提出。

住所：〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地
神戸地方合同庁舎内
担当：調整課 078-392-2284

(2) 広域漁業調整委員会に対する届出書及び漁獲実績報告書の提出に際しては、関係県及び関係漁協にとりまとめの協力を依頼。

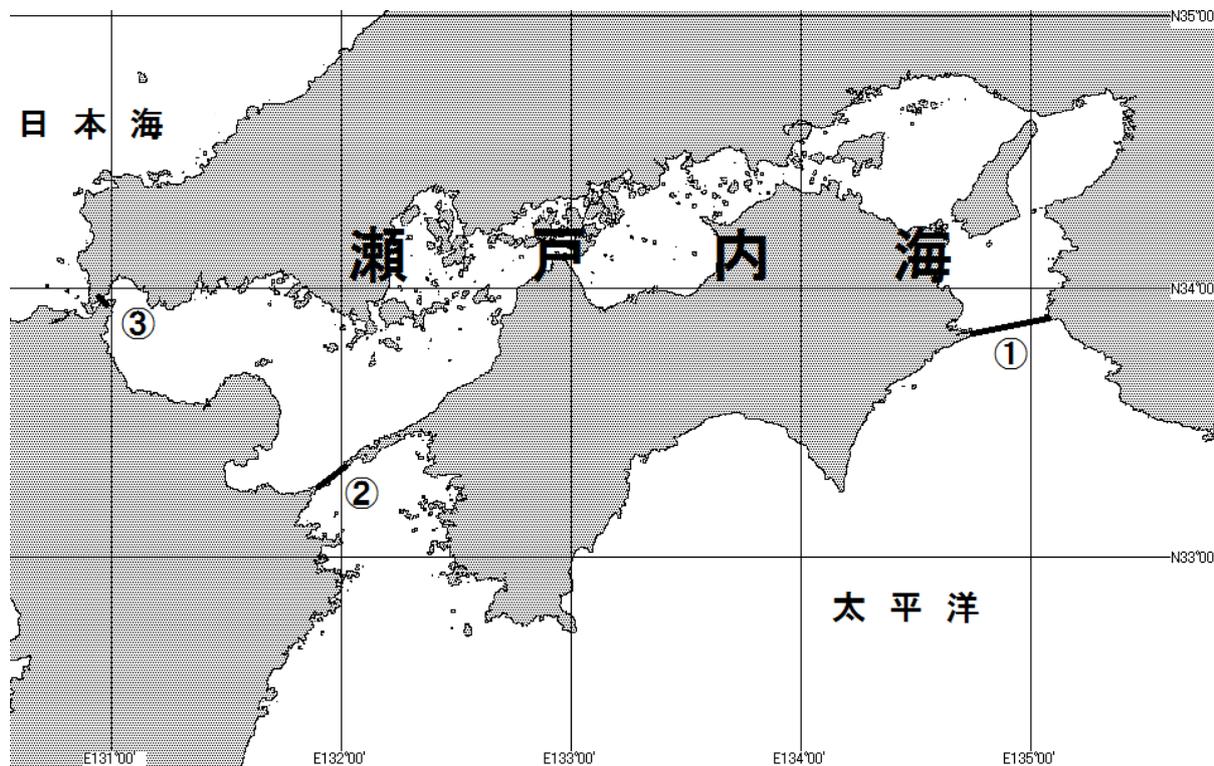
(3) 提出された漁獲実績報告書は、行政施策の推進及び(独)水産総合研究センター国際水産資源研究所(静岡市)において資源評価の精度向上にも活用。

8. 公報等

指示発出後、官報掲載等を予定。府県の協力も得て周知。

<対象海域（瀬戸内海）>

※瀬戸内海広域漁業調整委員会の管轄海域と同一



次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域

- ① 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線
- ② 愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台に至る直線
- ③ 山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司埼灯台に至る直線